

3 島根県立大学短期大学部履修規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学短期大学部第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目等)

第 2 条 授業科目の名称、必修又は選択の区分、単位数、時間数、授業を行う年次及び学期並びに履修要件は、別表 1 から別表 2 までのとおりとする。

2 授業科目の時間割及び担当教員は、毎学期の始めに通知する。

(履修科目の登録)

第 3 条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期中に履修しようとする授業科目の登録（以下、「履修登録」という。）をしなければならない。

2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。

3 第 1 項に規定する期間を経過した後に、履修を変更しようとする者は、当該講義開始後に定める期間を経過するまでに、授業科目担当教員の承認を得たのち、履修登録変更依頼書（様式第 1 号）を教務学生課に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得て登録授業科目を変更することができる。

5 学長は、次に掲げる場合には、第 1 項の履修科目の登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき

(2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

6 単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

(免許状等取得の履修要件)

第 4 条 学則第 3 1 条に掲げる免許状及び資格を取得しようとする者は、別表 1 から別表 2 の「資格等の要件」の項及び備考に定めるとことにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

2 在籍する学科において取得することができる免許状及び資格（前項に掲げるものを除く。）の資格等の要件は別に定める。

(学修の評価)

第 5 条 履修した授業科目の学修の評価は、試験の成績により当該担当教員が行う。ただし、授業科目により実技、レポート、平常の成績、出席状況その他の評価方法をもって試験の成績に代え、又は試験の成績に加え評価することができる。

(試験)

第 6 条 前条に規定する試験（以下「試験」という。）は、授業科目の開講学期の学期末に行う。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験を行う授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ通知するものとする。

3 試験は、筆記、実技その他の方法により行うものとする。

4 第 3 条第 1 項の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数が全時間

数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第7条 学則第22条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は、100点満点とする点数で評価し、次のとおりとする。

- (1) 秀 90点以上
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満
- (5) 不可 60点未満

2 再試験に合格した者の成績は、原則として60点とする。

(学修の成果の評価)

第7条の2 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という。)を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値(以下「GPA」という。)を算出する。

2 GP及びGPAの算出方法については、別に定める。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

- (1) 通則第15条に規定する公欠
- (2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)
- (3) その他やむを得ない場合

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該授業科目の試験終了後1週間以内に、追試験願(様式第2号)に医師の診断書その他の理由証明書を添付して、学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の願い出に対し追試験を実施するか否かを決定し、申請者に通知するものとする。

4 追試験の受験を認められた者は、指定する日時に追試験を受験しなければならない。

(再試験)

第9条 試験又は追試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、当該授業科目の担当教員の判断に基づき再試験を行うことができる。

2 再試験を受けようとする者は、指定した期日までに再試験願(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の願い出を認めるか否かを決定し、申請者に通知するものとする。

(単位の授与)

第10条 学長は、第7条第1項の規定により合格した学生には当該授業科目所定の単位を与え、同条第2項に規定する判定結果を学期ごとにそれぞれの者に通知するものとする。

(再履修)

第11条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修(以下「再履修」という。)をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとする者は、第3条第1項の規定に基づく履修科目の登録を行わなければならない。

3 前項に基づく登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従って自己学習を行った者に対して、学長は、第6条第4項の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

(不正行為)

第12条 試験 (第8条に規定する追試験及び第9条に規定する再試験を含む。)において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第44条の規定及び島根県立大学短期大学部における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規程を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(その他)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において現に看護学科に在籍している者に係る授業科目の名称、必修又は選択の区分、単位数、時間数、授業を行う年次及び学期並びに履修要件については、別表4の規程にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日の前日において現に専攻科に在学している者に係る授業科目の名称、必修又は選択の区分、単位数、時間数、授業を行う年次及び学期並びに履修要件については、別表5の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科及び保育学科並びに総合文化学科に在籍している者に係る授業科目の名称、必修、選択の区分、単位数又は時間数並びに授業を行う年次及び学期並びに履修要件については、別表2及び別表3並びに別表6の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科及び総合文化学科に在籍している者に係る授業科目の名称、必修、選択の区分、単位数又は時間数並びに授業を行う年次及び学期並びに履修要件については、別表1、別表2及び別表3並びに別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日の前日において現に専攻科地域看護学専攻に在学している者に係る授業科目の名称、必修、選択の区分、単位数又は時間数並びに授業を行う年次及び学期並びに履修要件については、別表5の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科、専攻科に在籍している者に係る専攻名並びに授業科目、必修、選択の区分、単位数又は時間数並びに授業を行う学期及び履修要件については、別表 1、2、3、5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科、専攻科に在籍している者に係る専攻名並びに授業科目、必修、選択の区分、単位数又は時間数並びに授業を行う学期及び履修要件については、別表 1、2、3、5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在籍している者に係る授業科目、単位数並びに授業を行う学期については、別表 1、別表 2、及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在籍している者に係る授業科目、単位数並びに授業を行う学期については、別表 1、別表 2、及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在籍している者に係る授業科目、単位数並びに授業を行う学期については、別表 1、別表 2、及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、単位互換関連科目については、この履修規程によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在籍している者に係る授業科目、単位数並びに授業を行う学期については、別表 1、別表 2、及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在籍している者に係る授業科目、単位数並びに授業を行う学期については、別表 1、別表 2、及び別表

3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科、保育学科、総合文化学科に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に保育学科、総合文化学科に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に総合文化学科に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に2年次に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

履修登録変更依頼書

年 月 日

学科・系	
学籍番号	
氏名	
変更科目名	
曜日・限	曜日 限
授業担当教員名	
履修登録内容 (該当に○をする)	1. 登録する 2. 登録を削除する
変更理由	
授業担当教員承認欄 (学生は記入しないこと)	㊟
教務学生課処理欄 (学生は記入しないこと)	処理年月日 年 月 日 処理担当者 ㊟

※履修登録変更期間は、教務日程を確認すること。

追 試 験 願

年 月 日

島根県立大学短期大学部学長 様

学 科 学科 年次生

学籍番号

氏名 印

下記1の授業科目の定期試験を、下記2の理由により受験することができなかったので、追試験を実施していただきますようお願いします。

記

1 授業科目名

2 定期試験を受験できなかった理由（できるだけ詳細に記載すること）

再 試 験 願

年 月 日

島根県立大学短期大学部学長 様

学 科 学科 年次生

学籍番号

氏名 印

下記の授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名

別表1 保育学科

科目区分	授業科目	単位数		授業を行う年次・学期 (時間数)				卒業単位	資格等の要件		
		必修	選択	1年次		2年次			保育士	幼稚園免許教諭	
				春学期	秋学期	春学期	秋学期				
基礎科目	人間と世界の理解	人間と文化	心理学	2	30	30				2単位以上	8単位以上
			文学	2	30	30					
			音楽	2	30	30					
			哲学	2	30		30				
		人間と社会	市民社会と図書館	2	30			30			
	経済学		2	30		30					
	日本国憲法		2	30		30					
	人間と自然	数学	2	30	30						
		生物と栄養	2	30	30						
	地域	人間と自然	2	30				30			
		しまね地域共生学入門	2	30	30						
	ライフデザイン	キャリア・プランニング	2	30		30					
		しまねボランティア研修	1	30	30		30				
	保健体育	健康スポーツ概論	1	15		15			◎		
		健康スポーツⅠ	1	30	30				◎		
健康スポーツⅡ		1	30			30		◎			
健康スポーツⅢ		1	30				30	◎			
外国語	基礎英語Ⅰ	1	30	30				◎			
	基礎英語Ⅱ	1	30		30			◎			
	基礎英語Ⅲ	2	30		30			◎			
	海外語学研修計画	1	15	15							
	海外語学研修	2	30	30							
	卒業研究	2	90			45	45				
専門科目	保育総合科目	保育基礎ゼミナール	1	30	30						
		表現とコミュニケーション	1	15	15				△		
		読み聞かせの実践	2	60			60				
		保育ボランティア実習Ⅰ	1	45		45					
		保育ボランティア実習Ⅱ	1	45			45				
		保育内容演習Ⅰ	1	30	30				△		
		保育内容演習Ⅱ	1	30		30			△		
		保育情報活用法Ⅰ	1	30	30				◎		
		保育情報活用法Ⅱ	1	30		30			◎		
		卒業研究	2	90			45	45			
		保育の本質・目的に関する科目	教育の基礎理論	保育原理	2	30	30				◎
				社会福祉概論	2	30	30				◎
				子ども家庭福祉	2	30	30				◎
				子ども家庭支援論	2	30			30		◎
				社会的養護Ⅰ	2	30	30				◎
保育者論	2			30	30				◎		
教育原理	2			30		30			◎		
制度又は経営的事項	1			15		15			◎		
心身の発達及び学習の過程	2			30	30				◎		
特別支援教育の理解	2			30		30			△		
特別支援教育の理解	1			15			15		◎		
生徒指導・教育相談等	2			30	30				◎		
幼児理解の理論及び方法/教育相談	1			15			15		△		
子ども家庭支援の心理学	2			30		30			◎		
子どもの保健	2			30	30				◎		
子どもの食と栄養	2	30		30			◎				
保育の内容・方法に関する科目	教育の基礎理論	教育課程の意義及び編成方法	2	30		30			◎		
		保育教育課程論	2	30		30			◎		
		教育方法論	1	15	15				△		
		保育内容総論Ⅰ	1	15	15				◎		
		幼児と健康	1	15	15				◎		
		保育内容・健康の指導法	1	15		15			◎		
		幼児と人間関係	1	15		15			◎		
		保育内容・人間関係の指導法	1	15		15			◎		
		幼児と環境	1	15		15			◎		
		保育内容・環境の指導法	1	15		15			◎		
		幼児と言葉	1	15		15			◎		
		保育内容・言葉の指導法	1	15		15			◎		
		幼児と表現	1	15	15				◎		
		保育内容・表現の指導法Ⅰ	1	30		30			◎		
		保育内容・表現の指導法Ⅱ	1	30			30		△		
保育内容総論Ⅱ	1	15		15			◎				
総合演習	教職実践演習	子どもの健康と安全	1	30	30				◎		
		乳児保育Ⅰ	2	30		30			◎		
		乳児保育Ⅱ	1	15			15		◎		
		障害児保育Ⅰ	1	15		15			◎		
		障害児保育Ⅱ	1	15		15			◎		
		社会的養護Ⅱ	1	15			15		◎		
		子育て支援	1	15			15		◎		
		保育教職実践演習	2	30			30		◎		
		教育実習指導	1	15		15			◎		
		教育実習	4	180			90	90	◎		
		保育実習	保育実習	保育実習ⅠA指導	1	15	15				◎
				保育実習ⅠA	2	90	90				◎
				保育実習ⅠB指導	1	15		15			◎
				保育実習ⅠB	2	90		90			◎
				保育実習Ⅱ指導	1	15		15			▲
保育実習Ⅱ	2			90		90			▲		
保育実習Ⅲ指導	1			15		15			▲		
保育実習Ⅲ	2			90		90			▲		
音楽ⅠA	1			30	30				△		
音楽ⅠB	1			30	30				△		
音楽ⅡA(ピアノ)	1			30	15	15			△		
音楽ⅡB(ピアノ)	1			30		15	15		△		
単位互換関連科目	他の大学等における履修等科目(30単位を上限として履修履修は可)			1又は2	15~30			当該授業を受講する年次・学期において15~30			

備考

- 卒業要件を満たすためには、「単位数」の項に定める必修単位数及び「卒業単位」の項に定める科目ごとの単位数を満たし、合計62単位以上履修しなければならない。
- 保育学科の学生は、原則として保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得するものとする。
 - 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則(昭和29年厚生省令第11号)の規定に基づき、卒業要件を満たし、かつ、「資格等の要件」の項に掲げる「保育士」区分に定める◎印を付した指定科目を履修しなければならない。また、△印を付した授業科目群から6単位以上を、▲印を付した保育実習Ⅱあるいは保育実習Ⅲから実習指導を含めて3単位以上を履修しなければならない。
 - 保育士資格取得に係る単位認定は、学則第27条及び島根県立大学短期大学部学修・修得単位等の単位認定に関する規程及び次に定めるところによるものとする。
 - 他の指定保育士養成施設において履修した科目について修得した単位数、30単位を超えない範囲で、当該科目に相当する科目の履修により修得したものとみなす。
 - また、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法(昭和22年法律第216号)による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは職業学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校)において履修した科目のうち指定保育士養成施設で設定する授業科目に相当する科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。
 - 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の規定に基づき、卒業要件を満たし、かつ「資格等の要件」の項に掲げる「幼稚園教諭二種免許状」区分に定める◎印を付した指定科目を履修しなければならない。

別表2 総合文化学科

科目区分	授業科目	単位数		時間数	授業を行う年次・学期 (時間数)				卒業単位		
		必修	選択		1年次		2年次				
					春学期	秋学期	春学期	秋学期			
基礎科目	人間と世界の理解	文化 人間と	哲学	2	30	30				2 以上 単位	8 以上 単位
			文学	2	30		30				
			心理学	2	30	30					
			音楽	2	30		30				
		社会 人間と	経済学	2	30		30			2 以上 単位	
			日本国憲法	2	30		30				
			市民社会と図書館	2	30				30		
		自然 人間と	数学	2	30	30				2 以上 単位	
			人間と自然	2	30				30		
			生物と栄養	2	30		30				
	地域	しまね地域共生学入門	2	30	30				2 以上 単位		
		しまね文化論	2	30		30					
		しまねボランティア研修	1	30		30		30			
	保健体育	健康・スポーツ科学概論	1	15		15			1 以上 単位		
		健康スポーツⅠ	1	30	30						
		健康スポーツⅡ	1	30			30				
		健康スポーツⅢ	1	30				30			
	ライフデザイン	キャリア・プランニング	2	30		30			2 以上 単位		
		インターンシップ	1	30	30						
		キャリア・アップ講座	1	15		15					
情報リテラシー	情報基礎	1	30	30				2 以上 単位			
	情報応用	1	30		30						
	コンピュータ・リテラシーⅠ	1	30	30							
	コンピュータ・リテラシーⅡ	1	30		30						
	コンピュータ・リテラシーⅢ	1	30		30						
コンピュータ・リテラシーⅣ	1	30			30						
専門科目	総合文化プロジェクト	総合文化基礎ゼミナール	1	30	30				7 以上 単位		
		総合文化プロジェクトⅠ	2	60			60				
		総合文化プロジェクトⅡ	2	60				60			
		日本語表現演習	2	30		30					
		文化情報表現法	2	30			30				
文化情報誌制作	2	30				30					
専門科目	日本と世界の文化	民俗学	2	30	30				2 以上 単位		
		日本文化論Ⅰ(表象文化)	2	30		30					
		日本文化論Ⅱ(現代文化)	2	30			30				
		英米の社会と文化	2	30		30			2 以上 単位		
		アフリカの社会と文化	2	30			30				
		東アジアの社会と文化Ⅰ	2	30		30		30			
		東アジアの社会と文化Ⅱ	2	30		30		30	2 以上 単位		
		文学と文化Ⅰ(日本近代文学A)	2	30		30					
		文学と文化Ⅱ(日本近代文学B)	2	30			30				
		文学と文化Ⅲ(日本古典文学)	2	30		30			2 以上 単位		
		文学と文化Ⅳ(英米文学A)	2	30		30					
		文学と文化Ⅴ(英米文学B)	2	30			30				
		日本文化特論Ⅰ(妖怪学)	2	30			30				
	日本文化特論Ⅱ(しまねの祭りと芸能)	2	30			30					
	英米文化特論(へるん)	2	30		30						
	言語と文化	日本の言語と文化Ⅰ	2	30	30				4 以上 単位		
		日本の言語と文化Ⅱ	2	30		30					
		日本の言語と文化Ⅲ	2	30			30				
		英米の言語と文化Ⅰ	2	30	30				4 以上 単位		
		英米の言語と文化Ⅱ	2	30		30					
		英米の言語と文化Ⅲ	2	30			30				
		英米の言語と文化Ⅳ	2	30				30	1 以上 単位		
		中国の言語と文化Ⅰ	1	30	30						
		中国の言語と文化Ⅱ	1	30		30					
	韓国の言語と文化Ⅰ	1	30	30				1 以上 単位			
韓国の言語と文化Ⅱ	1	30		30							
文化資源の活用	しまねの文化を歩く	2	30	30				8 以上 単位			
	しまね歴史探訪	1	15			15					
	異文化理解演習	2	30	30							
	へるん探究	1	15			15					
	文化とガイド	2	30				30				
	読み聞かせの実践	2	60			30					
総合文化研修	総合文化研修計画Ⅰ	1	15	15				8 以上 単位			
	総合文化研修Ⅰ	1	30	30							
	総合文化研修計画Ⅱ	1	15	15		15					
	総合文化研修Ⅱ	2	60	60		60					
	海外企業研修	2	30	30							
単位互換関連科目	他の大学等における履修等科目(30単位を上限として複数履修は可)										

備考 1 卒業要件を満たすためには、「卒業単位」の項に定める授業科目を履修しなければならない。
 2 半期に履修できる単位数の上限は、原則として25単位までとする。ただし、集中講義科目についてはこの限りではない。
 3 ◎を付した授業科目は必修科目である。